

# 会員調書記載事項等の変更届内規

昭和42年 3月17日制定 平成11年 2月17日改正  
昭和57年 3月16日改正 平成13年 6月12日改正  
平成 8年 3月27日改正 平成16年 6月 3日改正

会員より提出された会員調書は会員台帳として正確を期するため、会員調書の記載事項等に変更があったときは、下記のとおり所定様式により所属支部長を経由して届け出るものとする。

## 記

1. 経営代表者名義変更届  
会員資格継続等に関する運用規程第5号を適用した場合 (届出様式1)
2. 会員施設名称変更届  
会員資格継続等に関する運用規程第6号を適用した場合 (届出様式2)
3. 経営主体及び法人名変更届  
会員資格継続等に関する運用規程第7号を適用した場合 (届出様式3)
4. 施設変更届  
会員資格継続等に関する運用規程第1項及び第2項の適用による  
新築、改築、増築等により施設を変更した場合 (届出様式4)
5. 宿泊料金等変更届  
宿泊料金の改訂の場合 (届出様式5)
6. 会員調書記載事項変更届  
上記1～3及び5の届出事項以外の記載事項に変更が生じた場合  
時刻表の掲載内容の変更は、非JTB協定会員のみ対象 (届出様式6)
7. 休業届  
会員資格継続等に関する運用規程第1項の適用による休業の場合 (届出様式7)

**8. 再 開 届**

前項による休業施設を営業再開した場合

(届出様式 8)

**9. 脱 会 届**

廃業その他の理由により、脱会しようとする場合

(届出様式 9)

**附 則**

この内規は、平成16年 4 月 1 日より施行する。